

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が名張市情報公開条例(平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。)に基づき行った、次の公文書公開請求に対し、総合窓口センター(実施機関)が行った非公開決定の取り消しを求めるといものである。

請 求 日 平成22年1月26日(平成22年1月26日受付)

請 求 内 容 名張市役所住民課保管の住民票及び戸籍謄本請求書及び請求した際の委任状

実施機関の処分 平成22年2月8日付 名総窓 第704号(公文書非公開決定通知書)

3 実施機関の説明趣旨

条例第6条第2号には、公開請求のあった公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが記録されているときは、当該公文書を公開しないことができるとされている。

請求者から公開請求のあった住民票・戸籍・印鑑登録証明書等交付申請書及び委任状には、個人に関する情報が記録されているため、非公開と判断した。

請求者が請求の根拠とした条例第6条第2号ウについては、請求者の生命、身体、健康、財産又は生活の保護のために公開することが必要とは認められず、また、条例第6条第3号イについても、法人又はその他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報に対する規定であり、本請求事由には該当しないことから非公開と判断した。

4 異議申立て理由

異議申立人の主張を総合すると、次の理由により、本決定は取り消すべきであるといものである。異議申立人の戸籍謄本等の個人情報の交付先が誰であるのか、異議申立人には知る権利があり、その戸籍謄本等の所在を明らかにすることは、財産の保護を脅かされている異議申立人にとっては重要な問題である。これは、条例第6条第2号ウにおいて人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するために、公開することが必要と認められる情報に、また条例第6条第3号イにおいて法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から市民の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報に該当する。それを非公開とした名張市の対応は、市民生活を脅かすことを助長するものといえる。以上のことから、公開すべき必要がある。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

(2) 本決定の妥当性について

実施機関が主張するとおり、条例第6条第2号に、原則公開であっても公開請求のあった公文書に「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は、公開しないことができるとされている。公開請求のあった戸籍謄本等の申請者及び委任状は、個人の生活、行動に関する情報であり、公開することは、交付申請、取得を行ったその個人を特定するものであることから、非公開と判断できる文書に該当する。

異議申立人は自身の財産、生活を保護するため、戸籍謄本等の個人情報の交付先が誰であるのか知る権利があり、戸籍謄本等の所在を明らかにすることが重要な問題であると主張している。その根拠として、異議申立人は条例第6条第2号ウ、同条第3号イをあげているので、これについて検討する。

条例第6条第2号ウの規定は、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報は、公開しないことができる公文書の中であって、例外的に公開することとされている。非公開情報を公開とするこのただし書きの「生命、身体、健康、財産または生活を保護する」とは、それらに対する危機的状況が具体的に認められる場合をいう。異議申立人は戸籍謄本等の使用により財産におよぶ被害について危惧しているが、その危機が具体的に生じているかどうかの判断をする必要がある。

実施機関の説明によると、住民基本台帳法、戸籍法に定められた正当な手続きにより、戸籍住民票の交付請求が行われていたとのことであり、その説明に不自然な点は見当たらない。

異議申立人による申立書や陳述からは、強い危惧や不安をいただいているということは十分伝わってきた。しかし、本件対象情報が公開されなければ異議申立人の財産等に対して具体的な危機が生じる状況にあるとは、当審査会で確認することはできなかった。

また、委任されたとする受任者氏名を公開したとしても、異議申立人の危惧や不安を払拭するとは直ちに認めがたい。

非公開とすることにより保護される特定の個人の権利よりも、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するために公開する必要性が上回るとはいえないため、条例第6条第2号ウに該当

するとは認められない。

条例第6条第3号イは事業活動に関するもので、これには該当しない。

したがって本件請求の個人情報を非公開とした実施機関の処分が妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

審査会は、事務局及び実施機関に対して、情報公開制度及び情報公開審査会制度について十分な理解を得られるよう、請求者に詳しく説明することを求める。

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年4月12日	諮問書の受理
平成22年4月13日	実施機関に対して非公開理由説明書の提出、出席依頼
平成22年4月30日	実施機関の審査会出席希望者名簿・非公開理由説明書の受理
平成22年5月7日	異議申立人に対して非公開理由説明(写)送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成22年5月24日	異議申立人の審査会出席希望者名簿の受理
平成22年6月24日	第26回情報公開審査会 異議申立人、実施機関意見陳述
平成22年7月5日	第27回情報公開審査会 審議
平成22年8月3日	第28回情報公開審査会 審議
平成22年8月9日	第29回情報公開審査会 審議
平成22年8月20日	第30回情報公開審査会 答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会 弁護士
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授